

報道関係者 各位

平成 22 年 8 月 19 日
大臣官房統計情報部
賃金福祉統計課労使関係第二係
(担当・内線) 課長 木塚 欽也(7651)
専門官 永田 はるみ(7664)
(電話代表) 03(5253)1111
(直通) 03(3595)3147

平成 21 年 労働争議統計調査結果の概要について

～「争議行為を伴わない争議」は増加する一方で、
「争議行為を伴う争議」は昭和 32 年以降最少の 92 件～

平成 21 年の労働争議について、集計した結果を取りまとめましたので公表します。

【調査結果のポイント】

1 争議の件数

- (1)「争議行為を伴う争議」は 92 件(前年比 17.9%減)。
初めて 100 件を下回り、比較可能な昭和 32 年以降、最も少なかった。
- (2)争議行為を伴わないが、労働委員会などの第三者が解決のために関わった争議は、
2年連続増の 688 件(同 26.2%増)。平成 16 年(564 件)以降では最も多い。

【P5 第1表、第1図】

2 争議行為の状況

- 「争議行為を伴う争議」の行為形態別の状況をみると、
(1)半日以上の同盟罷業(ストライキ)は2年連続減の 48 件で同 7.7%の減。
それによる労働損失日数(注)は 7,492 日で同 33.1%の減。

(注) 労働者が同盟罷業(ストライキ)によって労働に従事しなかった延べ日数。

- (2)半日未満の同盟罷業(ストライキ)は2年連続減の 59 件(同 26.3%減)。比較可能な
昭和 38 年以降、最も少ない。

【P6 第2表】

3 主要要求事項

争議の際の主な要求事項をみると、団体交渉に応じることや組合事務所の貸与などの
「組合保障および組合活動」が 222 件(前年差 84 件増)と最も多い。
次いで「解雇反対・被解雇者の復職」が 213 件(同 40 件増)となっており、いずれも前年
からの増加幅が大きい。

【P8 第6表】

(参考) 1件の争議で複数の争議行為が行われた場合はそれぞれを計上しているため、
上記1(1)の件数よりも、2の(1)と(2)を合計した件数の方が上回っている。

1 調査の目的

この調査は、我が国における労働争議の状況を調査し、その実態を明らかにして、労働行政推進上の基礎資料とすることを目的とする。

2 調査の時期

月初めから月末までの1か月間を調査期間とし、この期間内に発生又は前月より継続している労働争議について毎月末日現在で調査した。

3 調査項目

- (1) 事業所の名称及び常用労働者数
- (2) 事業所の主要生産品名又は事業の内容（産業大・中分類）
- (3) 争議の性格、ストを発令した最上部組合名
- (4) 労働組合の名称及び労働組合員数
- (5) 争議発生年月日（当月発生、繰越の別）
- (6) 争議解決年月日、解決方法
- (7) 統一行動年月日
- (8) 企業の全常用労働者数規模
- (9) 団体区分
- (10) 要求事項
- (11) 争議の総参加人員及び行為参加人員
- (12) 争議行為の形態別期間、行為参加人員及び労働損失日数
- (13) 第三者関与の状況
- (14) 労働組合への適用法規

4 調査の対象

- (1) 地域
日本国全域
- (2) 産業
日本標準産業分類（平成19年11月改定）による全産業とする。
- (3) 対象となる労働争議
労働組合又は労働者の団体とその相手方との間で生じた紛争のうち、争議行為が現実に発生したもの又はその解決のために第三者が関与したものである。

5 調査方法

厚生労働省大臣官房統計情報部が調査票を都道府県労政主管課に郵送し、都道府県労政主管課において記入した後、厚生労働省大臣官房統計情報部に返送し実施した。

6 21年調査の結果

別添概況のとおり。